

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力企業従業員の教育内容明確化）に係る面談
2. 日時：令和2年6月19日（金）16時00分～16時35分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

松井安全審査官、高松専門職、市森係員、

宇野課長補佐（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当7名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力企業従業員の教育内容明確化）に係る前回面談での原子力規制庁からのコメントに対して、資料に基づき以下の説明があった。
 - 実施計画に使用している「業務の補助」については、実態としては機器・設備に対して何らかの目的をもって操作を行うことであり、用語の適正化の観点から「運転操作」に変更したこと。
- 原子力規制庁は、上記説明を確認するとともに以下について説明を求めた。
 - 実施計画第1編第80条及び第2編第119条の各項に記載されている協力企業従業員への保安教育について、各項における保安教育の対象者及び該当業務を、関係規定等を踏まえ体系的に説明すること。

6. その他

資料：放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力企業従業員の教育内容明確化について